

## 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に向けた 京都 kongress・ユースフォーラムからの「勧告」

### 京都 kongress・ユースフォーラム ステートメント

2021年2月27-28日，京都

我々は，世界中の若者の代表として，第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）に向けて，意見を交わし，自分たちの声を届け，行動に向けた「勧告」を提出すべく，2021年2月27日から28日まで京都で開催された「京都 kongress・ユースフォーラム」に参加し

ユースフォーラムの全体テーマ「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」を考慮し，とりわけ，ポスト・コロナ時代に向け，また，持続可能な開発のためのアジェンダ実現のベンチマークといえる2030年を見据え，持続可能な開発は安全・安心な社会を可能ならしめる要素である一方，犯罪は，持続可能な開発にとって障害となることを確信し，京都 kongressの議題に対応した3つの個別テーマ「青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割」，「法遵守の文化を醸成するための若者の教育」，「安全なネット社会に向けた若者の責任」について議論し，

文化的多様性は幅広い視点や考え方を提供するものであり，これを誇るとともに重視し，より平和で犯罪のない世界を目指し，異なる意見や考え方の上に解決策を模索する努力を評価し，

私たちの声を，より良い世界に向けた努力に反映させるべく取り組むことを決断し，より良い明るい未来を築くため私たちの役割をここに明らかにするとともに，それゆえ，革新的で新しい解決策を提供し，そして行動を起こすことを決断し，

京都 kongressに参画するすべての関係者が私たちの勧告を考慮することを希求し，

京都 kongressに対し，以下を勧告する：

### 勧告

#### 「青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割」

##### 社会の中のアクターたち

1 青少年の犯罪予防・社会復帰を実践・発展させるため，地方公共団体，家族，地域コミュニティ（学校，親子カウンセラー，福祉サービス，NGO，宗教団体を含む。）をはじめとする様々な関係者・関係機関を参画させ，またそれらの間の調整をすることにより，政府はそのパートナーシップの強化を図るべきである。この点，保護司やBBSのグッドプラクティスを考慮に入れるべきほか，放課後を有意義に活用できる場所などの若者，とりわけ，犯罪に対して最も脆弱で基本的なニーズや資源，機会へのアクセスが限定されているような者たちが活動するための安全な場を創造するような経験を考慮に入れるべきである。

## 更生保護を促進させる方策

2 政府は、矯正施設及びその他の施設，社会・コミュニティにおける処遇に際し，更生保護を促進する方策を実施するよう最大限努力すべきである。その際，周囲の人々とのつながりを構築する必要性を考慮することが，罪を犯した青少年の社会復帰を促進することに留意すべきである。加えて，道徳・倫理教育の機会，大学等教育機関の奨学金を含む高等教育の機会，文化交流の機会，共感力を磨く機会，インターンシップ等をも含む職業訓練の機会，ICTの習熟の機会等を提供すべきである。

また，施設内の青少年が施設を出てから共通して経験することになるであろう場面を，VR（バーチャルリアリティ）を活用してシミュレーションするプログラムや，メンタルヘルスに焦点を当てたプログラム，「パピー育成プログラム」のような情操的その他の治療的活動，スポーツ・芸術・音楽などをも含む治療的活動や社会的活動，さらには，コミュニティに根ざしたサービスに参画できるプログラムや，雇用や居住地の移転を支援するプログラムなども必要に応じて，提供すべきである。

## 社会的蔑視・偏見の防止・除去

3 政府は，「誰一人取り残さない」という基本理念のもと，法に抵触した青少年についても公平に扱い，彼らのプライバシーを保護し，健康・教育・人格の発達・家族や同世代の者たちとのつながりづくりの支援など特段のニーズを捉え，「イエローリボンプロジェクト」のような社会復帰に係る成功事例や罪を犯した者の立ち直り経験を公表するほか，そのような者たちのボランティア活動や，個々人の成長・コミュニティでの発達等を促したりするための措置を講ずるべきである。これらは，彼らが社会に必要とされる市民の一人となることに資するものである。

4 政府は，青少年の社会復帰について強いメッセージを発信し，法に抵触した青少年がコミュニティの一員になる良い例となるような，青少年のロールモデルを示し積極的に働きかけるべきである。

## 罪を犯した青少年の社会復帰のための意識啓発

5 コミュニティーは，法に抵触した青少年を，偏見や差別等なく受け入れることが重要である点を理解すべきである。青少年の関係する事件を，彼らの抱える現実から切り離して考えるべきではなく，国及び地方自治体は，民間と連携して，草の根運動や，罪を犯した青少年のボランティア活動を促すなど，法に抵触した青少年の社会復帰のための意識啓発や，「修復的司法」の考え方に基づいた啓発活動を行うべきである。

6 政府は，刑務所を青少年のためのやむを得ない場合に限った最終的な手段として認識し，犯罪リスクのある若者を，保護観察などのコミュニティに根ざした処遇に委ね直すような代替手段を模索し，その手続について交渉する方法を構築する法改正を検討すべきである。

7 政府は，法に抵触した青少年に対する否定的なラベリングを防止し，かつこれに対処するとともに，コミュニティへの受入れを容易にすべく，青少年らの経験を人間的に捉えるような法改正や意識改革を促すべきである。

## 新型コロナウイルスへの対処

8 犯罪防止や社会復帰に関与する関係者は，新型コロナウイルス感染症がコミュニティの従来の活動に及ぼす影響に鑑み，ICTやソーシャルメディア，ウェブ会議システムといった新しく発達したツールを活用すべきである。そのようなツールは，これを活用する者のみならず，社会から孤立し，又は，身体的ないし性的な虐待等を受けている脆弱な若者

にとっても支援を得る機会となり得る。ただし、貧困等のため技術へのアクセスができない者の存在を念頭に置く必要があり、これは我々にとって一つの新たな挑戦となることに留意すべきである。

9 政府は、ロックダウンや外部組織からアクセス制限がなされているなどの事情のため、身体的ないし心理的な支援や家族との連絡、法的救済といった基本的なニーズにアクセスできない若者たちにおける支援の必要性を特に考慮に入れるべきである。

### 犯罪・再犯防止プログラム

10 UNODCや政府間機関（IGO）、教育機関等は、犯罪・再犯防止の効果的な方策について精査すべきである。それらの方策は、若い世代の意見や考え方に基づいた、罪を犯し、又は犯す危険性のある青少年や犯す危険のある青少年の特定のニーズをくみ取った、若い世代の関心や要望に配慮したものとすべきである。たとえば、(a)青少年が他者について学ぶことができる無料の相互交流プログラムや、(b)10代の若者のための社会適応プログラム、(c)ICTのトレーニングプログラム、(d)法の支配について理解を促進するための議論を行う場やセッション、(e)経験の共有や意識啓発、他者とのつながりを可能にするためのポッドキャストプログラム、(f)BBSの「ともだち」活動のようなメンタープログラム、(g)青少年の自信を高めるような評価プログラム、(h)諸外国の政策を評価するための監視プログラム、(i)無料ないし安価で食事を提供する「こども食堂」、(j)社会プログラムの統計の収集、(k)ユースフォーラムや同様の犯罪防止・刑事司法について若者が意見交換する場を定期的に設けることなどが挙げられる。

## 「法遵守の文化を醸成するための若者の教育」

### 法の支配に関する教育の強化

11 学校教育のカリキュラムにおいて法の支配に関する教育が足りない、あるいはそもそもなされていないことにより、青少年が権利義務について意識せず、それゆえ司法アクセスの実践面を理解できていない状況に照らし、

すべての教育システムにおいて法の支配についての学びを涵養するようなカリキュラムが編成されるべきである。

刑事司法に係る教科が理論面・実践面双方で充実されるべきである。法の支配に関する実務家が教室に赴き「ラーニング・バイ・ドゥーイング」のアプローチを強化する取り組みも推進するべきである。これは、学生たちが裁判所や司法制度、検察官、法医学サービス、被告側の弁護士などに精通するのに役立つ。

学生たちが、模擬裁判や刑事司法関係機関の視察等を通じて手続を身近に感じることができるようになるべきである。

12 「法の支配」や「法遵守の文化」に係る教育が、学校の教育者に任されており、他のプラットフォーム等ではあまり議論されていない現状に鑑み、

教育は、家族（初等教育レベル）、教育者（中等教育レベル）、社会団体（高等教育）等の共同責任としてとらえられるべきである。これらすべてのステークホルダーたちがつながり、協働して、青少年が理解しやすい包括的なガイドラインを作成すべきである。これらは、過去に作成された様々なガイドラインを集め、それを基に新しいガイドラインを作成することによっても可能である。より包括的なアプローチを推進すべきである。

若者は、変化のきっかけとなり、このプロセスを始める原動力となるべきである。若者が教師や他の関係者の否定的な態度を変えさせ、知識を得て、意識の高い市民になるよう働きかけるべきである。同じ学年同士の活動だけでなく、自分より下の学年向けに（あるいは大学生から高校生に向けて）生徒主導で法の支配に関する教育推進プログラムを開発することは、学生と教師が共に法の支配に向けた取り組みを行う良い例となる。

若者が、遠隔地や地方における意識を高めるためのキャンペーンを主導し、一般の人たちに法の支配や権利について説明し、意識することを推奨する。

教育機関は、より法教育プログラムに関わり、法の支配を推進するための教育活動について理解するよう働きかけるべきである。

ロールプレイ、スポーツ、演劇など、若者に法の支配を教えるために斬新な方法を採用入れるべきである。模擬国連は、若者がグローバルな課題に向き合い、法の支配のための革新的な解決策を考えるのに大いに役立つ。

### 法へのアクセス可能性

13 法律用語は複雑で、しばしば理解が困難であること、市民の権利義務に関する社会認識と知識の不足も法の支配の確立に影響を及ぼしていることを認識し、

すべての人のために法律をより身近な言葉に言い換えるべきである。これにより、人々が法律を読み理解しようとする気持ちを引き出すとともに、最も重要な点として、たとえ遠隔地にいようと高等教育を受けていなくても、すべての人が法にアクセスすることが容易となる。

14 ICTによって透明性が高まり、説明能力が向上し、信頼性が高まるだけでなく、誰も取り残さないを確実にすることを考慮し、

ICTを活用して、法を一般の人々にとってもっと身近なものにすべきである。

### マスメディアおよびソーシャルメディア

15 マスメディアとソーシャルメディアは、両刃の剣であり、単に正しい事実を伝えるだけでなく、同時に誤った情報を拡散しうること、ポップカルチャーやマスメディアは、法を遵守せず利益を得ようとする人を利する一方で、法に従っている人を見落とし、プロセスを複雑そうなものにする傾向があり、これらにより、偏見を助長し、世論を誤った方向に導き、違法行為を促す面もあることに留意し、

これらのプラットフォームを、正しい情報を広めるために使用することを促進すべきである。これらは、メディアリテラシーを促進することで実現可能である。メディアリテラシーがあれば、人々はメディアの内容を評価し、幅広いメディアの共存（メディアエコシステム）の必要性を理解できるようになる。たとえば、(a) 学校のカリキュラムを通じてメディアリテラシーを育む、(b) 研修や資料で教育者を支援する、(c) メディア活動を奨励する、(d) 政府が資金を提供するメディアキャンペーンの促進などの方法があり得る。

ソーシャルメディアとマスメディアに対する規制は、特定の基準を設けることや、各メディアが配信内容に対して説明責任を負うことにより実施されるべきである。

### 市民の信頼、強固な制度、説明責任

16 国の司法制度に信頼がなければ、市民が法を遵守せず、暴力に発展し、社会的、経済的、政治的なレベルでその影響が拡大するおそれがあること、公的機関が範を示すべき点を考慮し、

透明性と説明責任を社会の基盤とし、政府が意思決定プロセスの中立性と少数者に対する機会の均等性を保障すべきである。

地域の課題を解決できるよう、公的な制度に対する信頼を再構築する方法として、有権者の権利の重要性を含む民主主義の原則を回復するための積極的な市民の行動を促進すべきである。

学生や若者がルールづくりのプロセスに参加するための環境の構築と強化を求める。これにより、若者が民主的なプロセスに関与し、市民の信頼と法の支配を損なうような地域の課題に対する斬新な解決策を見つけることが可能となる。

政府は、犯罪防止刑事司法委員会で定期的なユースフォーラムを開催するなど、法の支配に関するユースフォーラムを継続すべきである。世代間で経験やアイデア、勧告内容について意見交換できる対話の場を推奨する。

若者が裁判手続や言葉を理解できるように、裁判が公開され、若者がアクセスしやすくなるべきである。

17 世界の汚職問題に対して懸念を表明し、贈収賄、職務の乱用、司法妨害、その他ルールに基づく効果的で責任感のある公平な制度の本質を損なうような行為を、市民と公務員の両方が克服する必要があることを留意し、

法遵守の文化を醸成するための多面的なアプローチを社会に奨励し、遵法精神が法や政治の領域だけでなく、生活のあらゆる場面に関係するという意識を再構築すべきである。

そのための意識涵養戦略を歓迎する。

18 制度の脆弱性と権力分立の貧弱な現状に鑑み、

行政、司法、立法府が独立して機能し、行政が司法にも立法にも介入しないよう強く求める。これは、社会における信頼を高めるだけでなく、法の透明性と適正な運用を促進し、法遵守の文化の促進に資するものである。

### 差別および社会的連結

19 差別と不平等は、腐敗的行為が法の支配の実現を脅かすのと同じように、力の均衡とリスクを抱える脆弱な若者の意思決定プロセスへの参画を損なうことに留意し、

20 法の支配を実現する上での主な課題は、貧困、不平等、そして機会の欠如に関係しており、それが汚職につながり、さらには人々の法の認識に多大な影響を及ぼしている点に鑑み、

社会的排除への対処と社会的連結の促進によって、コミュニティを強化すべきである。若者に対する差別と若者の犯罪への関与をもたらす根本原因を特定することは極めて重要である。

異なる社会階級によって機会が公平に共有されるべきである。

公的機関は内部における平等と非差別を実現し、性別その他の関係する格差（少数者に係る差別等）を排除して、自らが説示する内容を公的機関自らが実践する努力をするべきである。

21 組織犯罪の社会的レベルでの影響と、青少年を犯罪や暴力に誘う犯罪組織の影響を想起し、

青少年の犯罪への関与の根本的な原因とそれを誘発する環境に対処するための、青少年に向けた公共政策と社会的介入策を検討すべきである。これには、学校や家族ベースのプ

プログラムも含まれる。青少年の犯罪への傾倒や犯罪組織への参加を減らす効果的な手段として、若者に雇用機会を与えることや、採用情報に関するより良いコミュニケーションを行うべきである。

22 司法制度における男女平等の欠如により、司法制度への参加不足や偏見が生まれていることを認識し、

各国の司法大臣は、教育大臣とともに、司法でのキャリアを追求したい女性を、助成金や奨学金を通じて支援すべきである。これにより、女性が検察官や法執行官になる機会が増え、社会の信頼の醸成につながる。また、裁判所がジェンダー・バランスを実現し、あらゆるバックグラウンドの人々によって司法が構成されることを推奨する。

### 社会復帰プログラム

23 犯罪者が犯罪から離れ、社会復帰し、再び犯罪行為を行わないようにするために必要な支援や監護を提供する社会復帰プログラムが欠如していることを憂慮し、

過去に犯罪や違法行為を犯した人が、自分の経験談や犯罪行為をやめた理由、どのように適正に社会復帰できたかを語る場を提供すべきである。これにより、若者が問題に関わり、共感し、「不良たち」をヒーローのように感じ憧れるのを阻止する効果があり、若者に大きな影響を与えることができる。同時に、犯罪者にとっても、自分の話を聞いてもらえる場所が社会にあると感じさせる効果もある。

国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）のより適切な実施を求める。これにより、再犯率を減少させ、社会の安全を向上させ、犯罪者が社会復帰の失敗、再犯、再びの有罪、社会からの排除という悪循環に陥るのを防ぐための、有意義な更生プログラムの促進につながる。

## 「安全なネット社会に向けた若者の責任」

### 防止措置

24 情報通信技術（ICT）の不正利用による犯罪の影響や課題について認識を高めるため、共同で教育への取り組みを行うよう強く求める。

25 ICT を利用した犯罪や、特にそうした犯罪による若者の被害を防止し、若者のために安全なオンライン環境を確保するための、地域レベルでの取り組みを含む予防措置を支持する。

26 インターネット上のコンテンツや行為による被害に対処するための規制手段および革新的なツールをさらに開発する必要性を強調する。これには、インターネットサービスプロバイダが特定の URL（ウェブサイトのアドレス）へのアクセスをブロックするフィルタリング機能が含まれる。一般論として、オンラインの安全性を確保し、オンライン環境での被害を防止するためには、国家による規制と民間企業の自主規制のバランスを取るための努力を愛好する。

27 また、ICT 利用の「セーフティネット」として新たな技術や技術革新を評価する際は、先進国と途上国の文化的な特性や、多様な能力レベル、ICT へのアクセス可能性も考慮すべきである。

28 「設計による安全」（SbD）という考え方や取組の重要性を強調する。組織や民間企業に対し、オンラインの製品・サービスの開発サイクル、設計、開発、販売において、ユーザーの安全と権利を置くよう促す。SbD の考え方は能動的であり、文化とリーダーシッ

プに重きを置き、説明責任を強調し、さらには ICT のより積極的かつ有益な利用のために、製品やサービスの設計、開発、販売に「安全の文化」を採り入れることで、付加価値を提供することの重要性を強調する。

29 若者に能力を与え、「安全にインターネットを閲覧する」スキルを身に付けさせ、ICT の犯罪的な悪用による被害を防ぐ前提として、若者の間に継続的な学びと批判的思考の習慣を育む必要を強調する。特に、世界各地でさまざまな形態のネットの不正利用に過度に晒されている若い女性の被害は深刻であり、教育課程の初期段階における基本的な意識喚起から、後期における「テクノロジー教育」に至るまで、各年齢に合わせて作られた教材の必要性も強調する。

30 新型コロナの世界的拡大により、親による子の監護の減少、経済的困窮などの影響により、子どもの脆弱性がますます高まっていることを認識する。さらに、子どもや若者が安全にかつ責任感を持ってインターネットを利用するように、親や養護関係者、保護者等に対しても教育を行う必要性を強調する。

### 被害者の保護を含む法的対応と国内的措置

31 政府は、ネットを経由した児童の性的被害や画像を用いた虐待、テロを目的するオンライン求人、なりすまし行為、子どもを狙ったサイバー犯罪、ヘイトクライム、オンライン賭博などの ICT を用いた犯罪の効果的な予防、捜査、訴追のための法規制を整備するなど、あらゆる措置を講じるべきである。その際、法の正当性原理に準拠し、適切な法的対応の範囲を明確にするとともに、抜け穴やギャップに対処するために、明解な定義とわかりやすい用語を用いるよう留意すべきである。

32 また、犯罪にまで至らないネットいじめ、サイバーハラスメント、サイバーストーキングなどの行為が、子どもの心の健康に取り返しのつかない影響を与えることに対し、深刻な懸念を表明する。こうした行為に対しては、オンラインカウンセリングや教育的措置、権限付与などの適切な対応をタイムリーに行い、この分野で活動するさまざまな関係者が関与する、学際的かつ各文化の特性に応じたアプローチを採用すべきである。

33 さらに、政府は、ネットを使った性的被害や虐待から子どもを保護するため、また特に若い女性や少女がオンラインで虐待や嫌がらせに過度に晒されている問題に対処するため、被害者支援プログラムや、若い犯罪者の更生と社会復帰、ジェンダー・メインストリーミングのための方策を含む政策を実施するとともに、ベストプラクティスを共有すべきである。

### 法執行機関

34 人工知能（AI）を悪意ある目的で使用するることによる負の影響についても留意すべきである。とりわけ、人を欺き、又はコントロールするために、虚偽の動画や画像（「ディープフェイク」）を作成することによる悪影響に懸念する。しかし同時に、AIなどの新しいテクノロジーは、その応用の仕方をよく理解することで、法を実現する強力なツールとなる可能性があることを強調する。

35 ICT を悪用する犯罪に対処するための特別なユニットを法執行機関内に設置し、倫理的な配慮を払いながら、そうした犯罪と闘うために執行機関が最新の技術を活用することを強く選好する。犯罪に関連する脅威に対処するためにテクノロジーベースのツールを活用する際には、その責任ある使用を確保し、意図しない結果を回避するための注意が必要であると固く信じる。このことは、現時点の、そして将来開発される技術の多くが、個人のプライバシーや市民的自由に深刻な影響を与える可能性がある点を考慮すれば、とりわけ重要である。

## 国際協力

36 ICT を使用した犯罪は国境を越える性質を有するため、そのような犯罪と戦うための国際協力を促進し、現在および将来の国際的な合意に基づき犯罪者を適切に処罰する、合理的な措置と施策を支持する。また、特に若者が ICT を安全に利用するための専門知識、経験、グッドプラクティスを共有するために、各国間の協力を発展させる取り組みを支持する。

## 官民連携

37 インターネットと ICT の急速な発展は、経済成長と重要なサービスへの広範なアクセスを可能にただけでなく、犯罪活動の新たな機会も創出したことに留意し、政府に対し、ICT の犯罪への悪用をもたらす課題に対処するため、官民が一層連携することを求める。同様に、インターネットサービスプロバイダー、ソーシャルネットワーク企業、その他の民間企業に対しても、特に、疑わしい行為を捜査当局に報告することにより、このような課題に積極的に取り組むよう強く求める。

## 能力構築

38 各国および民間のステークホルダーに対し、ICT の利用によって拡大する犯罪を防止し撲滅するための国や地域による努力を支援する能力を構築するため、継続的かつ持続可能な資金援助を行うよう求める。その際、特に、新型コロナの世界的流行によりもたらされた新たな課題が、犯罪防止や関連する脅威に対する刑事司法的対応に長期的な影響を及ぼしうることに留意すべきである。

39 ICT を用いた犯罪の捜査および訴追に関与する当局の訓練と能力構築の重要性を強調し、UNODC その他のステークホルダーが国および地域レベルの両方で、そうした訓練のために専門的知識と指導ツールを提供することの重要性を強調する。

40 UNODC に対し、各国政府と共に、さまざまな国で開催されるユースフォーラムに参加する多様な加盟国から「ユース大使」と「変化のためのユース提唱者」を任命することを検討するとともに、特に ICT 関連犯罪との闘いに関連する犯罪防止および刑事司法への取り組みや技術支援プロジェクトに協力するよう求める。